

平成 22 年 10 月 25 日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 山崎 泰彦 殿

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

会長 林 芳春

要望書



現在、介護保険部会で進められている介護保険制度見直しの中核に「地域包括ケア」が位置付けられていることから、地域包括支援センターは一層その責任が大きくなるものと思慮されるが、全国の 3,575 か所の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターを会員とする本協議会としては、下記の要望を行うことで、「地域包括ケア」の推進に貢献をしたいと考えている。については、本要望が実現すべく、貴部会でご審議いただきたい。

記

1 地域包括支援センターは要支援・要介護者に必要なサービスをおおむね 30 分程度で対応するために、中学校区を生活圏域に設置することを検討されているが、介護保険サービスだけでなくインフォーマルケアも活用して利用者を支援していくには、理念的には住民が所属感を有している小学校区を生活圏域とすることが適切であると考える。現実的対応として、中学校区に設置される地域包括支援センターの整備を急ぐとともに、小学校区単位の地域包括支援活動の展開を図ることが望ましい。本来のあるべき姿を構想して、地域包括支援センターの改正を行っていただきたい。

段階的には、既にサブセンター等やブランチで活動しており、実績のある在宅介護支援センター等については、新たな地域包括支援センターとして位置付けていただくことを要望する。

2 基幹の地域包括支援センター設置が議論されているが、過去に在宅介護支援センターが基幹型と地域型に分離され、地域型在宅介護支援センターが従来の 2 人体制から 1 人体制になったことで、在宅介護支援センターの弱体化を招いていった反省を踏まえ、基幹の地域包括支援センター設置には慎重な検討が必要である。地域包括支援センターの設置者である市町村が「政策作成機能」を期待するのであれば、市町村内に住民参加による協議会を作り、その協議会が地域包括支援センターを支援していけば事足りるものと認識している。なお、地域包括支援センターの専門職人材の資質向上を図るために、市町村直営では人事異動等により継続的配置が難しく、運営に際しては社会福祉法人等の民間法人の活用等の工夫が必要である。

ても、1次予防対象者である健康な高齢者が利用できることが大切であり、同時に、要支援者にも予防プログラムを活用することが適切な場合には、活用できる方法を検討されることを要望する。

6 認知症の高齢者等、判断能力が低下している高齢者を権利侵害から守る仕組みとして、成年後見制度等があるが、十分機能していない。地域包括支援センターでは、このような高齢者の相談を受け止める体制の充実や専門性の強化が図られる必要がある。

以上、6点についてご審議頂き、介護保険法の改正やその後の地域包括支援センターの運営に反映して頂きたい。

なお、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会は、全国で唯一の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターを代表する組織であり、今後は介護保険制度や介護報酬を検討する審議会等に参加する機会を与えて頂くことを要望する。